

岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第38号

岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項の規定に基づき、岩手県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 不服審査会は、委員<u>5人</u>をもって組織する。</p> <p>2 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第48条第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は、<u>5人</u>とする。</p> <p>(不服審査会への諮問等)</p> <p>第3条 知事は、法第97条第1項の規定に基づき審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、不服審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第29条第3項（同項第2号に掲げる額の控除に係る部分に限る。）、<u>第30条第2項</u>（同項に規定する政令で定める額の控除に係る部分に限る。）若しくは第31条の規定による額の決定又は法第34条第1項、第35条第1項若しくは第76条の2第1項の規定による支給の決定に関する処分についての審査請求であるとき。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項及び<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する法第98条第1項</u>の規定に基づき、岩手県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 不服審査会は、委員<u>5人以上10人以内</u>をもって組織する。</p> <p>2 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第48条第1項及び<u>児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の6第1項</u>に規定する合議体を構成する委員の定数は、<u>5人以上10人以内</u>とする。</p> <p>(不服審査会への諮問等)</p> <p>第3条 知事は、法第97条第1項又は<u>児童福祉法第56条の5の5第1項</u>の規定に基づき審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、不服審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第29条第3項（同項第2号に掲げる額の控除に係る部分に限る。）、<u>第30条第3項</u>（同項に規定する政令で定める額の控除に係る部分に限る。）若しくは第31条の規定による額の決定又は法第34条第1項、第35条第1項若しくは第76条の2第1項の規定による支給の決定に関する処分についての審査請求であるとき。</p>

(3) 児童福祉法第21条の5の3第2項（同項第2号に掲げる額の控除に係る部分に限る。）、第21条の5の4第2項（同項に規定する政令で定める額の控除に係る部分に限る。）若しくは第21条の5の11の規定による額の決定又は同法第21条の5の12第1項の規定による支給の決定に関する処分についての審査請求であるとき。

(4) [略]

2 [略]

(3) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。